

2011 年 8 月 31 日

各 位

株式会社みずほ銀行

平準払定額個人年金保険『アフラックの個人年金』の取扱開始について

株式会社みずほ銀行(頭取:塚本 隆史)は、2011 年 9 月 1 日(木)より、全国の本支店で、平準払定額個人年金保険『アフラックの個人年金』(正式名称:5 年ごと配当付個人年金保険(利差・死差配当)、引受保険会社:アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社))の取り扱いを開始いたします。

『アフラックの個人年金』は、一定年齢になられたときに所定の年金額をお受け取りいただける商品です。

当行では、お客さまの豊かなセカンドライフの実現にお役立ていただける金融商品として、さまざまな保険商品の取り扱いを行っております。

『アフラックの個人年金』の主な特徴は以下のとおりです。
(商品のしくみ、留意事項については別紙をご参照願います。)

＜＜主な特徴＞＞

1. 基本年金額は契約時に確定します

契約日に基本年金年額が確定するので、将来の生活設計を考えるうえでお役に立ちます。
また、解約返戻金も契約日に確定します(*1)。

2. 保険料の払込方法をお選びいただけます

保険料の払込方法として、保険料を毎月払込みいただく「月払プラン」(*2)と保険料を契約時にまとめて払込みいただく「一括払プラン(全期前納払)」が選択可能です。

3. 5 年ごと積立配当金により将来の年金額が増加される可能性があります

資産の運用成果を 5 年ごとに通算して利益が生じた場合、ご契約後 6 年目から 5 年ごとに、契約者に 5 年ごと積立配当金が割り当てられます。5 年ごと積立配当金は、アフラック所定の利率にて積み立てておき、年金受取開始日に増額年金の一時払保険料に充当されます(*3)。

(*1) 解約返戻金額は、ご契約の当初はわずかとなる場合があります。また、一定期間は既払込保険料を下回り、一定期間後は、死亡給付金額(既払込保険料相当額)が上限となります。

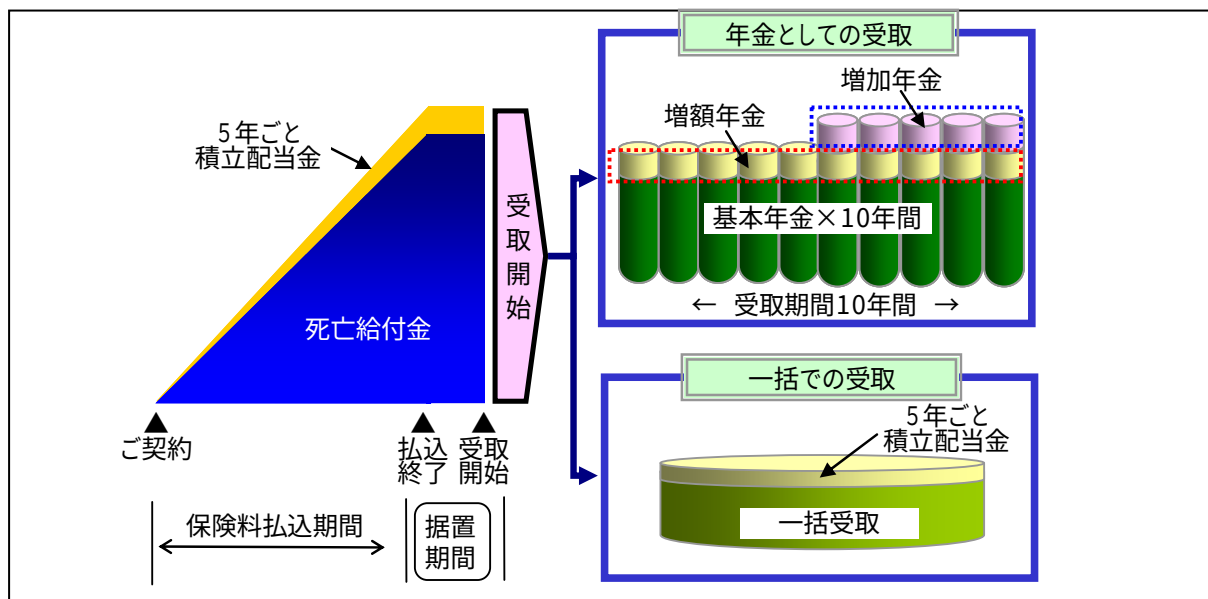
(*2) 半年払・年払もあります。

(*3) 5 年ごと積立配当金は運用実績等により変動(増減)しますので、5 年ごと積立配当金をお支払いできない場合もあります。

本商品の詳細については、全国の当行本支店の窓口でご確認ください。当行は、今後も保険商品のラインアップを充実させ、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

以 上

『アフラックの個人年金』のしくみ (イメージ図)



※ 上記は 10 年確定年金の場合です。

《ご契約の取り扱い》

項目	内容	
契約年齢範囲 (被保険者の満年齢)	20 歳～60 歳 ※保険料払込期間と年金受取開始年齢により異なります。	
契約限度	基本年金額 50 万円以上 990 万円以下 (10 万円単位) ※ただし、月払プランの場合、月払保険料 1 万円以上 (半年払: 半年払 保険料 6 万円以上、年払: 年払保険料 12 万円以上) に限ります。	
保険料払込方法	月払・半年払・年払・一括払 (全期前納払)	
告知・診査	告知、医師の診査が不要です。 ※ただし、告知のある商品と異なり、所定の高度障害状態に該当したと き等に保険料の払込みが免除となる取り扱いはありません。	
支払事由	確定年金	- 被保険者が、年金受取期間中の年金受取日に生存しているときに年金をお受け取りいただけます。 - 被保険者が、年金受取開始日以後、年金受取期間中の最後の年金受取日前に死亡したときは、年金受取期間中の未払年金の現価を一時金としてお受け取りいただけます。
	死亡給付金	被保険者が年金受取開始日前に死亡したとき、既払込保険料相当額をお受け取りいただけます。

以 上

〔生命保険商品のご留意事項〕

- ◎当行は保険の募集代理店であり、お客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行います。保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。ご契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。
- ◎保険商品はお客さまと引受保険会社との間でご契約いただく商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第 53 条に規定する保険金支払いの対象となりません。また、元本の保証はありません。
- ◎引受保険会社の経営破綻等により、死亡給付金額、積立金額、解約返戻金額、将来の年金額等が削減されることがあります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、専用の「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

以 上